

■ 《 基本料金 》 分類別（ 時間等 ） の利用料

分類	単価（ 利用料 ） ※ 1 単位 = 10 円
20 分未満	314 単位 / 回
30 分未満	471 単位 / 回
30 分以上 1 時間未満	823 単位 / 回
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位 / 回
理学療法士等による訪問の場合	294 単位 / 回

■ 《 各種加算 》 サービス内容に応じた利用料

※ 1 単位 = 10 円

加算名	算定要件	単価（ 利用料 ）
初回加算	新規の訪問看護計画において初回のサービス月に 1 度だけ加算される	退院日 350 単位 / 初月 退院翌日以降 300 単位 / 初月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	看護職員等が一定の経験基準を満たす場合	6 単位 / 回
夜間・早朝 加算	営業時間を超えた夜間 及び 早朝のサービスを行った場合	所定単位数 × 25 % / 回
深夜 加算	営業時間を超えた深夜のサービスを行った場合	所定単位数 × 50 % / 回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時（24 時間）対応可能な体制がある場合	574 単位 / 月
特別管理加算（Ⅰ）	利用者が当該加算（Ⅰ）で定められた基準における特別な状況である場合	500 単位 / 月
特別管理加算（Ⅱ）	利用者が当該加算（Ⅱ）で定められた基準における特別な状況である場合	250 単位 / 月
長時間訪問看護加算	「特別管理加算」対象利用者へのサービスが 1 時間 30 以上の時間を要した場合	300 単位 / 回
複数名訪問加算（Ⅰ）	利用者の状態を考慮して同時に複数名の看護職員等が訪問してサービスを実施する場合	30 分未満 254 単位 / 回
		30 分以上 402 単位 / 回
複数名訪問加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）の場合で看護職員と看護補助者（介護職員）が訪問してサービスを実施する場合	30 分未満 201 単位 / 回
		30 分以上 317 単位 / 回
退院時共同指導加算	主治医が所属する医療機関等から退院 又は 退所する場合であって共同して在宅療養についての指導をおこった場合	600 単位 / 回
ターミナルケア加算	死亡日 及び 死亡日前 14 日以内にターミナルケアを行った場合	2,500 単位 / 月